◆第17期第８回立川市図書館協議会会議録◆

日　時	平成24年4月20日（金）　午後2時30分から午後4時30分まで
場　所	立川市中央図書館4階会議室
出席者	加藤会長、斎藤副会長、畔田（くろだ）委員、岡野委員、上田委員、二瓶委員、高橋委員、奥村委員、増田委員、荒井委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	1名

＜副会長＞

それでは定刻になりましたので、ただいまより第17期第8回の図書館協議会を開催いたします。本日ですが、常盤委員と髙野委員が欠席、畔田委員が少し遅れるというような連絡をいただいております。定数12名のところ現在9名、畔田委員を入れて10名となりますので、本日の協議会は成立をしております。

最後の協議会というようなことになりますが、有意義な会議にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、お手元の次第に沿って進めていきます。まず、会長からご挨拶をお願いいたします。

【1】会長挨拶

＜会長＞

いま副会長からお話がありましたとおり、17期の最後の回でございます。二年間、私も会長ということで皆さんのおかげで何とかやってまいりました。ありがとうございます。

この17期の中での我々の一番大きな役割として、映像資料の見直しの意見具申ということで、かなり時間をかけて意見を交換してやってきたということと、もうひとつは指定管理者制度が分館2館に試行導入されたということで、後ほど館長のほうからご報告あると思いますけれども、立川の図書館をめぐってひとつの動きがあったように思います。

これから18期に引き継いでいくわけですけれども、私はいま他の審議会にも関わりを持っておりまして、平成26年度からの長期計画の策定準備に今年度から入っていくわけですね。そんな意味で、図書館協議会にも一定の役割が出てくるのかなと、そんなことを考えております。とりとめのない話になりましたけれども、今日も意義ある審議をお願いしたいと思います。以上です。

＜副会長＞

ありがとうございます。

報告事項に入る前にですね、今回人事異動がありまして、新任の館長と新任の係長がいらしてます。館長のほうから自己紹介を含め、ご挨拶をお願いします。
＜館長＞
このたび4月に図書館長に就任いたしました小宮山と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。第17期の8回目ということで、前館長が努力された1回目から7回目まで出ていないような状況で申し訳ない部分がありますけれども、図書館行政を含め教育部局自体が初めてとなり不慣れな部分もあるかと思いますが、18期ということもありますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。
今回は私を含めまして人事異動があり、係長職で2名、新任の係長ということで昇任いたしまして係長の職についておりますので、ご紹介いたします。

（サービス第一係長、挨拶）
（サービス第二係長、挨拶）

それから、前サービス第二係長が上砂図書館係長ということで、内部の異動をしてございます。その他の係長については昨年と引き続き、ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。
＜副会長＞
ありがとうございました。清水前館長からバトンタッチということで、小宮山館長にもぜひよろしくお願いいたしたいと思います。それから、新係長にも良い図書館サービスをしていただければと思います。
それでは次第に沿って進めさせていただきますが、まずは報告事項ということで、3月議会報告を館長のほうからお願いいたします。

【2】報告事項

（1）3月議会報告について
＜館長＞
3月議会につきましてはかなりボリュームが多いもので、長丁場の説明となってしまうかも知れませんけれども、ご容赦いただければと存じます。
通常ですと、図書館に関係する部分がそんなに多くない場合は他の教育部局に関係する部分をいくつかご紹介するところですが、今回は指定管理者導入につきましてかなり多くの質疑応答があった状況でございますので、図書館にしぼったご報告となります。
3月議会全体の日程は、2月23日から3月22日までということで開催されました。2月23日の本会議では『立川市図書館条例の一部を改正する条例』ということで議案

があり、お手元のA4裏表資料が条例改正の新旧対照表となっております。こちらをもとに説明させていただきます。

議会での説明といたしまして、本案は『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』が昨年の8月に公布され、それにより図書館法第15条と第16条が改正されたことに伴い、『図書館協議会委員の任命基準について条例で定めること』となったことから、文部科学省令で定める基準を参酌(さんしゃく)して立川市図書館条例に規定するものでございます。

このことに関しては、前回の図書館協議会でもご紹介があったと聞き及んでおります。他の市町村でも条例改正について対応が割れていたということですが、その後の動向を見ましたところ、多摩市町村で図書館協議会を設置している25団体のうち「改正しない」と明言したのが7団体のみであり、市内部の法規部門とも調整のうえで、お配りしました新旧対照表どおり、法律上は文部科学省令の中でうたっている文言になりますが、「設置基準を図書館条例の中で明文化する」ということになっておりますので、「省令部分を参酌する」という部分を任命基準として条例に追加いたしまして、それにともない図書館条例の一部を改正したということでございます。こちらにつきましては審議・可決されております。

翌週の28日から予算の代表質問がおこなわれ、図書館関係では上條議員から指定管理者制度の検証の方法について質問がございました。この件については教育長より、「試行導入の成果を検証すべく、月に一度の指定管理者との定例会での実績報告などを参考にしながら、『立川市公の施設指定管理者評価委員会』にてモニタリングを実施している」と答えております。

次の29日から3月6日までが予算特別委員会になっており、平成24年度の当初予算案について順次審議をされております。お手元のほうには配布しておりませんが、図書館に関係する予算の部分ついては、事業費部分がほぼ前年同額で推移しております。政策的な部分について主だったものについて説明いたしますが、大きく三点ございます。

一点目はブックポストの設置工事費として、新たに135万円計上されております。これは、駅前の窓口サービスセンターが北口西側の再開発によりアイム1階に移転する関係で、現在設置されているブックポストに代えて新たに駅前へブックポストを設置しようというものです。デッキ下の1階部分の交番脇であれば、いたずらをされることも少なくなるだろうということで、何とか場所を確保して、屋外型のブックポストになると思うんですけれども、設置していこうとしております。駅前ですので利用頻度はかなり多くなるだろうと予想しており、通常の朝の回収ルートにプラスして夕方のアルバイトによる回収も付け加え、そちらの予算も合わせて計上しております。

また、懸案になっておりましたけれども、名称としては移動棚の購入となってお

りますけれども、多摩川図書館の書庫に移動棚を新たに設置し保存スペースを確保するということで、移動棚の購入費用として633万円計上いたしております。こちらはすでに事務手続きに入っている状況でございます。それから、額の大きいものとしては施設の修繕、これは都市劣化にからむ部分になりますが、約530万円計上されております。

その他ですが、金額的にはゼロになりますが、図書館のシステムが来年25年の6月ですか、その段階で更新時期を迎えるということで、リプレイスと、ICタグの読取にともなう自動貸出機などをセットで導入しようということで、システムの構築費用を債務負担行為で計上しております。実際の支払いは25年度からになりますが、今年度から業者選定等が始まります関係で、金額はゼロの債務負担として計上しております。

図書館の予算概要はおおむね以上のようになります。

続きまして、予算特別委員会での質疑につきましてご説明します。10款教育費、図書館関係については中島委員と五十嵐委員の2名から質問がございました。

中島委員からは大きく二点ございまして、一点目は幸・錦図書館への指定管理者制度の検証を踏まえた他の図書館への今後の導入計画についてと、試行導入の2館において利用者の声について質問がありました。導入計画全般については、文教委員会で詳細に説明するということで前館長のほうから答弁しております。利用者の声については、利用者満足度調査を22年度・23年度にそれぞれ実施しており、22年度の調査では図書館を1回以上利用している方の約8割が「サービスが向上した」と答えており、開館日・開館時間の拡大については約6割、接客態度にも約8割の方が満足、それから23年度の調査でも指定管理者の前から利用されている方の74％が「サービスが向上している」と答えている、との内容を答弁しております。スタッフの接遇についても、前回調査より満足度がさらに向上したというふうに答えております。

中島委員の二点目の質問は、いわゆる汚破損本が年何冊程度出ているのか、その際に利用者に責任がある場合はどのような対応をしているのか、というような質問でございました。これにつきましても、汚破損本単独ではなく盗難本も含めた形で数を集計しておりまして、23年度は812冊、金額で100万円程度と回答しております。また、持ち主に責任がある場合は同じ本を弁償してもらっていること、汚れたりした本をあえて展示してマナーの向上を目指す取り組みをしていると回答しております。

五十嵐委員からは、地区図書館への指定管理者制度導入計画の骨格についての質問がありました。これに対しても、利用者満足度調査が高い結果を示しているということから、骨格というか方向性としては拡大導入という方向で説明をしております。また、五十嵐委員からはさらに、地区館に指定管理者制度を導入していくにあ

たって、司書資格者を除くと市の職員の人事異動ローテーションが3年から5年であるため、図書館行政のあり方を検証してモニタリングしていく体制を取れるのか、という質問がありました。これにつきましては、司書講習で司書資格を取った職員もおりまして、現在は図書館以外の部署にもそういった職員が配置されていること、それから図書館行政といえども市の行政ですので、司書の資格の有無だけでなく市の職員としての資質向上が図れるようにそういった配置を検討し、またお願いしていきたい、といった回答をしました。また、知識の継承といった面でも中央図書館の評価がはかられるべきだろうという説明をしてございます。予算特別委員会については以上です。

続きまして3月22日なりますが、文教委員会が開催されました。請願・陳情等の付託案件はなく、所管事項の報告が10件、質問が2人の委員から出されております。それから図書館がらみではありませんが、委員会の冒頭で教育長から、今回2月16日付で不祥事により学校職員を懲戒免職となった職員の件について、お詫びの言葉がありました。新聞報道等でもご存知の方も多いかと思いますが、他人名義を無断借用して共済会関係の補助券を不正に使用したという事態が発覚しまして、2月16日付で懲戒免職となったものです。

所管事項の報告につきましては、お手元の資料で『立川市図書館　指定管理者試行導入の検証結果』、こちらに基づきまして導入の拡大と継続について報告をいたしました。まず1ページ目の全体総括にありますとおり、平成22年6月の導入以来1年8ヶ月で立川市図書館としての基幹業務が確実に実施されるとともに、開館日・開館時間の拡大をはじめ利用者サービスの向上が図られてきたことを説明いたしました。2ページ目の上の図が分かりやすいかと思いますが、こちらにもありますように、22年度における貸出冊数・利用者数が前年同比、いわゆる直営時との比較で平均して10％程度の伸びを示しており、23年度に入ってからもさらに利用者が増えているということでございます。

それから3ページ目にございます運営体制、こちらについても説明をさせていただいております。両館を統括するゼネラルマネージャーを筆頭に、司書資格を持った経験豊富なスタッフが多く配置されており、研修制度も非常に充実した内容で構築され、サービスの向上を支える部分についても十分評価に値するものである、との紹介をしております。

それから少しページが飛びますが12ページ、モニタリング結果につきましても概要ということで、要求水準書等に定められた処理水準を満たした結果が出ていると説明をさせていただいております。そのほか、利用者満足度調査の集計結果でも接遇態度ですとか各種事業の取り組みについて非常に高い評価が出ていると説明しております。

最終的に、これまでのところ運営上の大きな問題・課題が生じていないというこ

とから、一定の評価が得られたと判断しているところであり、地区図書館への指定管理者制度の導入については今後も関係団体と調整しながら拡大に向けて取り組んでまいります、との言葉で締めております。

この報告については、かなり多くの委員から質問がございました。

まず、木原委員からの質問ですが、当初はサービス低下という心配があったもののその心配が払拭されたのではないか、中間時点でこれだけの高い評価ということで今後の拡大導入をむしろ前倒しでやるくらいの考えはないのか、といった質問が出ておりまして、これは教育部長から、中間結果を踏まえて24年度以降少しずつでも拡大導入できるように検討していきたい、という答弁がございました。

稲橋委員からは、拡大導入の対象は地区館全館でよいのか、中央図書館の位置づけはどうなるか、実際に勤務する労働者の定着率はどうか、学校図書館支援指導員と地区図書館指定管理者という民民の連携に問題はないか、導入拡大によって地区館に格差が起こらないようにできるのか、といった多岐にわたる質問が出ています。これについて前館長から、今回はこの評価結果に基づいて平成20年度当初の方針通り地区館全館に指定管理者制度を導入することを確認させていただき、導入方法や時期については様々な課題を整理する中で今後提案していく、と述べております。中央図書館の位置づけについては、地区図書館のモニタリング機能を充実するために中央館の体制・組織・機能の充実・評価が必要であると考えていること、指定管理者の労働者の定着については、課題のひとつとして捉えているとともに適切な契約期間がどのくらいかといったようなことも含め検討する必要があること、それから学校図書館支援指導員との協力関係については要求水準書や仕様書の中で格差のないように図っていく必要があるだろう、現在でも図書館支援指導員と指定管理者・司書教諭という三者による連携の仕組みというのは構築されておりますので、それに基づいて一層の連携をはかっていく必要があるだろう、としております。また、稲橋委員から追加で指定管理者の第三者評価に関する質問もございまして、前館長から利用者アンケートや利用者満足度調査のほかにも図書館協議会への報告も含めて対応していきたいと回答しており、教育長からも市民、利用者からの評価が一番であるとの考えであると回答をしております。

続きまして守重委員からは、指定管理者の接客態度などの良い部分については直営の地区館にも導入できるのではという指摘があり、ぜひ検討していくとの答えをしております。

上條委員からは非常に多岐にわたる質問が出ております。

まず、新規の利用者が増えたという分析結果になっているが検証・分析はどの程度なされたのかという質問がありまして、これについては、新規利用者のデータは持っていないけれども来館者がかなり増えているというデータは持っている、と答えてございます。また、開館日・開館時間拡大にともない労働者の労働条件はどう

なっているかとの質問には、特定の労働者が過剰労働にならないよう注意してローテーションを組んでいる、というように答弁しております。

それから、教育研修を受けることになっているがどの時間帯に受けるのか、という質問については、本社での研修であれば本社で受けるだろうと答弁しております。また、その間ローテーションを組むのが大変なのではないかとの指摘については、過剰労働にならないようにローテーションを組んでいるかどうか月例の定例会での報告に基づいて確認するようにしている、と答えております。それから、自己都合退職者の退職理由についても質問があり、家庭のご都合や他への異動があったと答弁しております。あとは、幸図書館の自主事業について、講座の内容が生活設計の分野に偏っているのではないか、理由は何なのかという質問がありまして、当初は高齢者が多いという地域特性を鑑みて高齢者に偏ってしまっていた、これについては後日修正を加えたとの答弁をしました。

それから、図書館行政に精通して指定管理者をチェックできる職員の体制がきちんと取れるのかという質問については、中央図書館がやはりモニタリング体制を強化できるような配置を人事課と当局に要望するとともに、司書講習受講によって司書資格者の増を目指しているとの答弁を行いました。また、今後の指定管理者制度拡大に向けての課題は何かという質問については、開館日・開館時間の延長、指定管理期間の長さ、いくつかの館をグループにまとめて委託することを考えたときのグループ分けの規模、複合施設での運営における施設管理面の問題等を挙げています。

今後のスケジュールはどうかという質問については、この3月議会の後に準備できしだい関係団体との調整を進めながら提案をしていく、との回答をしています。さらに、費用対効果から考えて開館時間の拡大を全館一律に適用するのはどうなのか、導入効果の高い館もあれば低い館もあるのではという質問については、若干の差はあるにせよおおむね利用者が増えていくのではないかということと、開館時間に差を設けることが地域間の格差にもつながりかねないため、基本はどの館も同様に拡大していくとの答弁をしております。

それから、図書館行政を担う中核職員の育成はどのように考えているかという質問、特に地区館全館が指定管理者制度になると中央館にコーディネイトもモニタリングもできる中核職員を育成する必要があるのではないかという質問については、図書館単体で考えるのは市全体の人事異動もあるので難しいが、司書率50%を目指す中で解決していかなければならない課題である、と答えております。

上條委員の最後は、幸と錦の指定管理事業者が区部で不当労働行為を行っていたと新聞報道があったがこれについて把握しているか、立川市ではそういう事実はないかという旨の質問がございました。これについては、立川市では毎月1回の定例会議を実施しておりその中で確認する形を取っていること、それから教育長からも

答弁がありましたが、基本は法令遵守という中でモニタリングをしっかりやって行くというように答えております。

文教委員会の最後が中山委員からの質問で、接遇についてと直営館職員のモチベーションについて質問がありました。直営館の職員にぜひ指定管理者の接遇を体験してもらいたい、研修などをわざわざ開かなくても、利用者として幸・錦に行って接客にじかに触れてみるのはどうかというお話、これについては現在地区館との交流研修を行っている中で、実際に見て感じて体験してみるということも今後検討していきたいと答えております。それから、直営館職員のモチベーションについては、いままで培(つちか)ってきた知識・ノウハウを継承していくという部分が今後は人材育成についても大事になってくるので、知識の継承という部分に力を入れたいというふうに答えております。

それから、所管事項の質問ということで堀委員から、石巻市へ絵本を届けよう事業の成果はどうだったのか、今後一般書や児童書を送ったりリサイクル本や寄贈本を送る計画はないのか、といった質問が出ております。これについては、経緯を委員会の場で説明したうえで、当初目標であった1,200冊を大きく上回る2,151冊が集まり、それらを2月9日と10日で石巻市図書館に届け、実際に現地で配架し、交流を深めてきた旨を説明いたしました。これらの本は、市内の仮設住宅へ移動図書館により配送されているというのが現状でございます。今回はおはなし会や読み聞かせを通しての企画でしたので絵本を贈りましたが、一般書やリサイクル本なども復興の段階・被災地の状況を踏まえて検討・支援していきたいということですが、やはり被災地の状況として図書館自体が機能していないこともあり、なかなかその先の支援には進展していない状況ですけれども、今後も夢を与えていきたいというような説明をしてございます。最後に堀委員からは、非常に素晴らしい事業なのでぜひいろいろな形で継続して欲しいという、要望といいますか、エールをいただいております。

最後に、3月の15日・16日におこなわれた一般質問について説明いたします。3月の予特がらみの議会ですので、やはり一般質問は件数が非常に少ない状況でございました。図書館関係では、二日目に五十嵐議員から、地区図書館への指定管理制度導入について複数の質問がございました。答弁は主に教育長がおこなっております。

まず、第三者による外部評価をきちんとするべきではないかという質問があり、これに対しては図書館内の検討委員会ですとか市内部の正式な評価委員会、それからこの図書館協議会からもご意見をいただいており、現時点では評価はきちんとしているという認識であると答弁しております。また、サービス評価はサービスを受ける市民の評価、全体評価として施策を評価するのは議会の評価が大事であるということで、市民の評価と議会の評価が評価の両輪であると考えているとの答弁をし

ております。

それから、導入スケジュールに関する質問がありまして、試行導入の1年9ヶ月の検証結果からも全館導入を目指していくとしまして、課題を整理しながら公の施設の指定管理者の指定手続きにのっとって進めてまいりたいとの答弁でございました。

また、地区館全館ではなく1館をアンテナ館として残すべきではないかという質問がございましたが、これについては中央館の機能を強化することで対応をはかっていきたいということ、また試行導入のシミュレーションの中で直営館のノウハウを指定管理者に継承していく方法というのがある程度確立しているのではないかと考えているので、中央館の中で対応していきたいということでございます。

他に、職員の中長期的な人材育成、これがやはり不十分ではないかということのご指摘もいただいております。これは、スキルアップ研修、中央館と地区館の交流研修、司書資格講習の計画的な派遣、他に日ごろの業務ですとか毎週の選定会議・毎月の評価会などでマニュアル等の見直しによりまして継承を進めていく、今後も精力的に取り組んでいきたい、という答弁をしてございます。

それから、図書館独自の指定管理者ガイドラインを作ってはどうかという質問がございまして、主に教育部長から答弁しておりますけれども、要求水準書ですとか内部のモニタリング・評価に専門職司書の視点を取り入れておこなっていることから、現時点では独自のガイドラインを作らなくても対応できているというふうに考えていると答えてございます。一般質問につきましての図書館にからむ質疑については、以上でございます。

また、これは議会報告とは直接関係ないんですが、今度ですね、議会改革の一環といたしまして立川市議会で初めてになりますが、議会報告会というのを開催することになっております。まったくの一般市民向けということで、平成24年度予算の各委員会での審査を中心に報告をおこないまして、皆さんのご意見・ご質問を伺いながら進めるというものです。窓口は議会事務局、日時は平成24年4月28日の土曜日の午後2時から4時、場所はこの上になりましてアイム5階の第三学習室、先着80名・予約不要ですので直接会場にお越しくださいということで、現在ホームページ上等でご案内しているところでございます。

大変長くなりましたが、図書館関係にしぼっての3月議会の報告とさせていただきます。

＜副会長＞

ありがとうございました。大変ボリュームの大きい中身だったかと思います。少し要点を整理してご質問を受けたいと思います。

まず条例改正ですね。図書館法が変わっていたりしている関係ですが、これに何かご意見・ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

＜委員A＞
　今までは基準がなかったということですか？
＜副会長＞
　逆に、今まで規制がかかっていたんですね。それを、ある程度までは規制をしないようにするという形なんですが、文科省としては『参酌』という言い方をしてまして、こういう中から選びなさいというのを踏襲するように、ということが12条の2項に入っているわけです。
＜館長＞
　もともとは平成20年の段階でしたでしょうか、図書館法が一度改正されまして、その段階で図書館協議会委員の任命基準といたしまして、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動をおこなっている者、ならびに学識経験のある者から任命する」ということで図書館法上に入っていたわけですが、それを緩和するという趣旨です。そこの部分は図書館法から除いて、当該図書館を設置する地方公共団体の裁量に任せますよという形で、今の部分を削除して文部科学省令の中に持ってきて、そこを参酌してくださいよという表現に変えたんですが、最後の部分で、任命の基準についてはきちんと条例の中で謳（うた）いなさいという文言が付されました。
　これについて、協議会の中でもご意見を頂戴し、各自治体でも意見が分かれましたが、（市の）法規部門の解釈としては、「きちんと条例で任命基準を謳えということになっており、現在の立川市の図書館条例で任命基準というものがないので、いったんは図書館法から姿を消して文部科学省令に移った“参酌する”という文言をうちの条例上でも謳わざるを得ないだろう」ということで、参酌基準をある程度、条例に盛り込んだということでございます。
＜委員A＞
　今までの基準は立川市では変わらないということですか。
＜館長＞
　はい。そちらについては、条例に関する規則の部分で細かくしておりますが、規則の改正はしてございません。
＜副会長＞
　あと条例に関してご質問ございますか？　よろしいですか？
　では続いて、24年度の予算の説明がございました。基本的には前年度同額ということですが、政策としてブックポストの設置、保存庫の充実ということで移動棚、それから図書館システムの更新が始まるというような話がされております。予算に関してご質問ございますでしょうか。
＜委員A＞
　前回、指定管理者になるときにいくらか増えた金額がありましたね。確か図書費

か何かで。今年は全然図書費なんかも増えてないわけですか。
＜館長＞
　先ほど説明が漏れてしまいましたが、図書費は同額ということです。
＜委員A＞
　じゃあ、以前増えた分はそのままということですね。
＜副会長＞
　きちんとした金額は覚えておりませんが、確か700万くらいでしたね、増えたはずで、それ（を含めた金額）が5,400万だったかと思います。その5,400万に関しては今年度も同額、減ってもいないし増えてもいないという状況です。
＜委員B＞
　当初は指定管理者制度を導入するにあたり、時間を延長するとか日数を増やすとか利用者サービス拡大を図ることによって、既存の人件費が増える分を指定管理者制度にすることによって軽減させていくというのがひとつの目的だったかと思うんです。そういう視点で見たときに、まだ2館だけになりますが、人件費と委託費のところに出ている差というのは、はっきりと明確にあるんでしょうか。
＜主査（指定管理者等担任）＞
　よろしいでしょうか。
　効果額ということですが、年間およそ1,000万円程度ということで、一定額を図書費に充てているということです。
＜委員B＞
　それは予算上に明確に出てきているわけではなく、読み込みをしないとできないんですよね。総人件費と総委託費の差という形で。
＜主査＞
　職員の年齢によっても給料は違いますのでそこまでは換算できないんですが、立川市では「職員であればいくら、嘱託職員であればいくら」という一定の基準をもって、その金額と指定管理者を入れた場合の指定管理料とを比較したときに、年間で1,000万円程度の効果額が出てくるという形になっております。
＜委員B＞
　どういう計算をされているのか見せていただければありがたいですね。1,000万という測定をした内容ですね。
＜主査＞
　積み上げということでしょうか。
　指定管理料については、どのくらいのスタッフを配置していくら払うのか、それと他に消耗品のお金ですとか、そういうものを積み上げて立川市で一定の額を決めまして業者の選定をおこなうということです。
　それと、今後拡大をしていきますと清掃とか警備といった施設管理が入って来

る館もございますので、そういう経費も入ってきます。幸と錦に関しては運営の部分だけなものですから、人件費と消耗品を積み上げて、それを直営時の人件費との比較でおよそ1,000万円程度、という形になっております。
＜委員B＞
　予算書上で見るとそういった比較が非常にしにくいもんですから質問をさせていただいたんですけれども、そういう値を持っているということであれば。
＜副会長＞
　特に、指定管理者の契約金が決まりますので、それでもう大きな違いというのが出てくるわけですね。
＜委員A＞
　1,000万円っていうのは導入時だけになりますか？
＜主査＞
　ではないですね。毎年です。
　指定管理を導入しなければ直営が続くわけですから、直営時の配置人員が変わらなければ、例えば年間5,000万円であれば5,000万円という数字は変わらないわけですね。指定管理者についても、毎年いくらという形で年間協定書で決めておりますので、そういう意味では例えば22年度が500万だけど23年度は200万だった、ということはありません。
　ただ、市のほうで職員の人件費の基準を変えたりとか、そういうことがありますと効果額が減ったりということはございます。そういう基準を変えない限りは、同じような額が効果額として見込まれることになります。
＜副会長＞
　よろしいでしょうか。あとは予算の関係ではいかがでしょうか。
＜会長＞
　ブックポスト、それから移動棚、これらは新たに予算がついたわけですよね。立川だけではなく、どこの自治体でも財源が枯渇して大変な中で、新しい事業をするときには既存の事業を削って財源を浮かして持ってくると、こういうことが取られているようで、立川もそのようなんですが。それで、いま言った2点については、どのあたりを削ってこういうところに持ってきたのかをですね、そのあたりの考え方を少しご説明いただければと思うんですが。
＜館長＞
　これは管理係長、単独で出ている部分なんですよね。
＜管理係長＞
　そうですね。平成24年度の予算編成については、一般行政は前年同額以下、政策という新規事業の計上については財源を確保した上で予算要求をして欲しいという、そういった方針が示されています。

ただ、ブックポストや移動棚ということでかなりの金額になりますので、全額確保するというのはなかなか難しい中、図書館としては新規事業を市民サービス向上につなげたいという思いもありますので、需用費ですとか施設維持の部分で見直しを行い、可能な範囲での歳出の縮減を図っております。そのあたりを確保した上で、新規事業ということでブックポストは利用者の利便の向上につながるということ、それから移動棚については保存スペースが飽和状態にあり、新たな保存スペースの確保というのが不可欠であるということを強く要望をしまして、どうにか結果に結びついたということです。

＜副会長＞

ありがとうございます。予算の関係は、よろしいでしょうか。

その後がだいぶボリュームがありましたが、本会議・一般質問・文教委員会で一番大きな話題になっていたのが指定管理者ということですが、これに関して何かご意見あるいはご質問ありましたらお願いいたします。

＜委員C＞

いまこれ配られた資料は、前に配られたのとは違いますか？

＜主査＞

以前、確かモニタリングの結果をお配りしたかと思いますが、それと重複する部分もございます。ただ、以前お配りしたものとは違う資料になっております。

＜委員C＞

もうちょっといろいろ詳しく載ってるんでしょうかね。データなんかも。

＜主査＞

前回お渡ししたのはモニタリングの結果をメインとした資料になりますけれども、今回は全般的にアンケートの結果ですとか毎月いただいている事業報告を載せておりますので、そういった内容も入れて検証結果ということで皆さんにお配りしております。

＜副会長＞

この協議会では初めて配られたものということでよろしいんですね。

＜委員C＞

まだ詳しく読み込めていませんが、指定管理導入によりサービスが向上したという検証結果なんですよね？

＜館長＞

そうですね。数字的な部分で利用者数ですとか貸出数というところと、あとはアンケートの結果で満足度についても向上しているという結果になっています。

＜委員C＞

1年9ヶ月経ったという検証結果から全館を目指す、というふうに教育長も答えているようなんですけれども、それについて課題もかなりあると答えているんで

すが、その課題はどのように解決したらいいかって……まあ、ここでは答えられないと思いますが。
＜館長＞
　確かに、課題があるとふうに答えておりますけれども、課題として複合施設の管理の問題ですとか、人材育成ですとか、かなり多数の委員さんからも質問がありました。教育長も教育部長も、課題として捉えていつつも強化していかなければならないだろう、というような答弁になってございますので、そういった意味ではいかに強化していくかというのは今後の課題として検討して提案していかなければいけないな、というところです。
＜委員C＞
　課題がかなりあるようなことも認識していながら全館導入というのは、やはり結果を急いでいるような印象を受けました。課題を解決するのにどういう方法があるのかということもあり、かなり時間がかかるような感じはあるとは思うんですが、そのあたりは。
＜館長＞
　そういったご質問もかなりありまして、課題を解決してから動いたらどうかというようなご質問もあったんですけれども、実際に市民の目から見たサービス向上自体は十分に評価されている、課題を解決していく中で検討していったらいいんじゃないかというのが実際のところです。
＜委員C＞
　市民が見える部分というのは表面的なところだけですので、根本的なところもきちんと検証して、ということは考えていただきたいと思います。
＜副会長＞
　よろしいですか。他にございますか？
＜委員A＞
　当初は平成22年度から3年間試行ということでしたが、先ほどの報告の中で25年度から全館導入という考え方に変わって、前倒しでやるということなんでしょうか。
＜館長＞
　前倒しというよりは、当初の予定では22・23・24年度で3年間、試行導入の2館自体は25年の6月までということで、答弁の内容からすると、それに合わせてということではなく、25年の4月から少しでも早く拡大導入をしていこうということです。
＜委員A＞
　だいたいこういうアンケートをやると、言い方は悪いかもしれませんが、図書館側にとってのいい結果が得られるものではないでしょうか。今までどおりやっ

ていれば、利用者もそんなに悪い評価を下さないと思うんですよ。評価のことにしても、開館日や開館時間の“拡大”という部分で今までより延びれば良い評価になりますから、そういうことであれば直営館でも同じ時間にするという考え方もあると思いますが、そういう考え方はないんでしょうか。

それから先ほどの議員さんの質問にも「職員が指定管理者の接遇を学んだほうがいい」というような意見が出ていましたが、直営館の職員の接遇はそんなに悪いんでしょうかね。私はそういうふうには思わないんですけれども。その二つで過大評価して指定管理者を拡大するというのは、ちょっと根拠が……この中には出てませんけれども、一番の目的は経費ですよね。いまの直営館だって開館時間を延ばすことはできるし、職員の対応だってきちんとやればいい。それから、講演会などの指定管理者の自主事業、これだって直営館に予算をつけてやればできるわけですよね。直営館だってできることはある。

違いはお金なんですよ。経費が安く済むかどうかっていう。この中では何も触れてませんけれども、もう少し数字的なものを出されたほうがいいんじゃないかと、これを見てそう感じました。

＜館長＞

確かに、そのように受け取られる形にもなるかも知れませんけれども、目的としているのは市民サービスの向上というのが大前提となりまして、それをおこなうにあたってなるべく必要最小限の経費で、というのは確かにございます。必要最小限の経費で最大限の効果を挙げるというのがありますので。

直営館でも人を増やして……

＜委員A＞

いや、人を増やさなくてもできますよ。開館時間をのばしたり、予算をつけて講演会をやったり、利用者に対する職員の接遇なども研修などでやれるわけですから。

＜館長＞

勤務時間が増えるとなるとローテーションを組まなければならず、そうなると必然的に、正規職員かどうかは別としまして、やはり人件費の増額というのがどうしても絡んでくることになります。それと、お金をかければという言い方も変なんですけれども、経費をつぎ込めば自主事業というのもできるということにもなります。

＜委員A＞

いや、いま錦でやっていることなんかも、今の直営でやり方によっちゃできるんじゃないか、という意見ですね。

＜館長＞

そういったことも検討したほうがいいんではないか、という。

＜委員A＞
　そうですね。今の総枠の人件費がきつければ、そのあたりの考えを少し整理して直営でやれる方法を探すとか、そういう部分も十分可能じゃないかと。何でもかんでも指定管理者っていうのはどうなのかな、っていうのを私は思いますね。指定管理者の館自体は一生懸命やっているとは思いますが、直営の中でも十分そのくらいはできると思います。
＜副会長＞
　今のお話に関連して一点確認なんですが、指定管理者の自主事業っていうのは、基本的に市が責任を持ってやっているということでよろしいんですよね。
＜主査＞
　自主事業は、指定管理者制度の中では指定管理料以外の会社の経費でやるというのが原則となっています。
＜副会長＞
　ただ、図書館が責任を持っているというのは確かなんですか？
＜主査＞
　ええ、それはもちろん、自主事業をやるときには企画書をあげていただいて、内容を確認したうえで、市が承認という形を出させていただいた上で実施してもらう、と。
＜副会長＞
　それ自体もやはり何か、第三者に任せてしまっているというような、ね。きちんと市が金を出してやるべきことなんだろう、というふうに私は思いますけどね。
　他はいかがでしょうか。
＜委員C＞
　自主事業のことに関係していうと、無料の講師を呼んでいるような講座もあるんですが、そういうのなら直営のほうでもすぐに取り入れられるだろうと私は思います。そういう意味で、指定管理の2館はよくやっているよという目で見るのではなく、ああいうところは自分たちも、よそじゃなくてもできるんじゃないかということで、取り入れて欲しいなとは思います。
　それから危惧（きぐ）する面としては、指定管理者がお金を出してやっている事業については、次の3年の契約が取れた後も継続してやっていけるのかなという点です。自主に任せているわけですから。本社のほうで、立川の図書館は多摩の最初の拠点ですから今は頑張ってますけれども、ここが終わったら次に行こう、力入れるところを他に移すということにならないか、というのは心配です。今がこうだからといって、先にもずっと同じように自主事業を展開できるかというのは疑問なんですね。今の評価は良くても先のことが分からないというのが危惧する部分ですね。

それから議員さんの質問にもありましたが、内容が偏っているというのは、ここの図書館が承認したからやったわけですよね。そのときに気がつかなかったのかなと思うのです。私は最初、図書館というよりは何か違うのが多いなと感じましたね。毎月の定例会などできちんとその辺も考えているのかな、と思いました。自主事業についてはいろいろ気になる点が多いんですよね。以上です。

＜会長＞

これはまだ館長が1ヶ月経たない状況ということで気の毒な部分もあるんですけれどね、今日は指定管理者をめぐる議会での質問だとか意見だとか、それに対する教育長なり前の図書館長なり教育部長が答弁したという報告ですよね。たぶんいろいろ、質問だとか課題提起に相反することもあると思うんですよね。これから議会での質問だとか意見だとかを整理して、個々の質問については答弁しているわけですけれども、全体的な対応の方向というのは図書館で検討して一定の集約をしていくわけですね。

ですから、もちろんいろいろと皆さんからも意見を聞かせていただくのは大変良いわけですけれど、立川では今年度から行政評価で外部評価を実施するということなんですよね。図書館はまだ入っていないと思いますが、来年度、遅くとも26年度から外部評価の対象に入ってくると思います。そういう段階を経て、じゃあ試行が終わったら次はどうするのかと、こういうことになるのかなと私は見ているんですけれど、どうでしょうかね。

＜館長＞

おっしゃるとおりでして、行財政問題審議会とか指定管理者制度の導入にあたっての第三者評価というのは、こちらは市長部局になるんですけれども、指定管理者を導入している施設については今回試行的な第三者評価を導入するということですが、図書館の2館については「試行導入中の施設なのに試行的に第三者評価を入れるのはいかがなものか」という話し合いにありまして、確か外れたというような形になっていたかと思います。今後は当然対象としてあがってくるというのはあるかと思います。

それから、いま会長がおっしゃったことですね、議会のほうでも課題となっておりまして、なるべく早い時期に課題等整理して検討・提案していきたいということで、本日も皆さんのご意見を参考にさせていただきたいと思います。

＜副会長＞

他にいかがでしょうか。

私のほうで、これは前にも発言をしていることですが、やはり2館だけで抽出をかけて評価をするというようなことでは、開館時間が拡大している等のこともあって、いい評価が出ると思います。じゃあ公務員がやっていることは駄目なのか、っていう話が何ら検証されていない。

そういう意味で検証されているのは経費、コストですよね。ただコストだけを目指すのか、というのはもう一度確認しておいたほうがいいだろうというのと、長期的な視点で見ないとサービスの質というのは評価できないので、拙速な導入ということではなく、きちんとサービスの中身を通して評価していただければと思います。

今までの三月議会報告については以上でよろしいでしょうか。

【3】その他

＜副会長＞

そうしましたら、本日は第17期の最後になりますので、委員の皆さんから17期をやってみて感じたこと、次に伝えておきたいことなど、お一人ずつご意見をお聞きして次の期につなげていきたいと思っております。順番によろしいでしょうか。

＜委員D＞

私はちょうど一年やらせていただいて、最初の頃を思い出すんですけれども、当時は図書館法なんてあるのかと思っていたんですよ。皆さんよく勉強していらっしゃるなと思っていまして。

図書館というイメージだと、気軽に来て本を借りて、なんて思っていたんですけれど、この会に入らせていただいて、細かいことがたくさんあるんだなと思いました。特に視聴覚の存続について、皆さん意見を活発にしていただいて、私としてはある程度あのスペースを考えたときにはなくしてもいいのかなと思っていたんですが、皆さんのご意見を聞くと、「ああ、残してもいい部分もあったんだな」と思ったりして、自分でもいろいろ考えさせられた一年だったなと思います。

＜委員B＞

私は学習館に五年勤めておりますが、市民の側の立場から見たときと、役所のほうの側から見たやり方とで、カルチャーギャップがありました。予算書などを見たときに、こういう仕事するのに一千万かかる職員がこれだけ揃ってする必要があるのかと、それだけの職員がいるのならもっと他のやれていない分野に取り組んでいく必要があるんではないかと、そういうふうに思ってですね。

私もいま西砂にいますけれど、図書館と連絡所と学習館とがあるわけですね。私もそこにいていくらかいただいていますが、私の分も含めて考えたときに、もうちょっと垣根をしぼってやればもっと違うことができていくんではないかな、と。西砂は交通の利便性もあまり良くないし、利用者の数も砂川なんかと比べたときに極端に違うんですね。あそこで複合的に市のサービスとしてやれるような

ものを考えていくことが必要なんじゃないかと思います。

前回出た公共施設白書を見てもですね、利用者などの数字を見てどうこうっていうのではなく、もっと市の資産をどうやって活用していくのかっていう活用の仕方を考えていくようなね。これが一助になってくれればいいなと、専門家の副会長さんの前でガンガン言ってしまったわけですけれども、市民の視点から見て生産性の面で「こんなにもいらないんじゃないか」という、逆に欠落しているサービスがもっと作れるんじゃないのかな、というようなことを考えていました。

非常に勉強になりました。これからもまた、これを起爆剤にして立川市がよくなっていくために老骨に鞭をうって頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

＜委員A＞

私は市民公募で二年間やらせていただきまして、いろいろと言いたいことを言わせていただきました。失礼なこともあったかもしれませんけれども……

図書館というのは、幼児から老人まで幅広いサービスを提供する場所なので、市民の人たちの期待も大きいです。いまの社会は安上がりで民間でという流れもありますが、公共でやらなければいけない部分っていうのは絶対あるわけで、それが図書館なのかなと思っています。今度の東日本大震災のときにも、当日に帰宅難民者を確保したり、先ほど報告があったように絵本を送ったり、ああいうのは公共性のないところにはできないことだと改めて感じました。いまの流れでは中央だけ直営で、というようなことですけれども、利用者から喜ばれる図書館になって欲しいという期待を込めております。二年間勉強になりました。

＜委員E＞

私はボランティア団体から参加させていただきまして、私たちのサークルの中では話題にならないようなお話がたくさん出てきて、自分が不勉強のままここに参加したことを恥じまして、毎回参加するたびに、私たちのサークルの参加する場ではないんじゃないかという疑問を常に抱いておりました。二年間、本当にお役に立ちませんでしたけれど、勉強させていただきました。ありがとうございました。

＜委員F＞

私もボランティアといいますか、朗読・音訳をやっている者としてここへ来ているものと思っておりますが、私も図書館のことをあまり勉強していないまま参加してしまって、本当に場違いかなと思ったことも何度かありまして。でも、私たちのサークルの中では一生懸命やっている方もいらっしゃるので、次の方はどうなるか分かりませんけれども。

前の方は2期、その前の方は3期やっていたんですが、私はここであまり意見を言うことができなかったものですから、図書館のことを言ってもらえる方に代わ

ってもらったほうがいいんじゃないかと思っていたところです。図書館は難しいことをやっているんだなと感じております。二年間ありがとうございました。
＜委員C＞
文庫連から出させていただきました。私は二年間公募として、その後が文庫連として二年間、四年間ってあっという間だなと思っています。
図書館協議会というのは館長の諮問機関ですが、教育委員会の諮問機関的なところがあるところなのかなと思っています。だとすると、副会長のようによくご存知の専門的な方にもうお一人くらい入っていただいて、先ほども「図書館は難しい」というご意見がありましたし、難しい部分がいっぱいありますので、そういうのが分かる方にもうお一人くらい入っていただけると、私たちもよく分かるのかな、と思います。
それと、実際にボランティアとして関わる団体は本当に貴重だと思うんですね。そういう人たちとか、専門家、あとは文化的な団体とか、図書館に深く関心を持つ団体とか、そういう団体も参加していけるとか。専門性を高くっていうわけではないんですけど、きちんと話し合いのできる協議会――いまが駄目というわけではありませんが――そういうのも考えていただけるといいかな、と思います。
それから、他の委員さんもおっしゃっていましたが、去年の大震災のときに中央館が帰宅困難者への対応をしていましたけれども、地区館などでも大事な拠点となるところなんだと思うんですね。そういうときに、民間の指定管理ではなくて直営の館であれば臨機応変にいろいろできるし、自主的にやれることもいっぱいあるのかなと思っています。立川は最近地震が怖いですし、図書館という教育機関を人件費だけ考えて削減ということではなく、市民をどう守るかという視点で見たときに、民間じゃなくて直営の方が良いのではないかと、そういうふうなことも、もう一度考え直して欲しいなと思います。
あと、去年の震災の直前に図書館評価の勉強をしたんですけれども、国分寺では『図書館協議会』ではなく『図書館運営協議会』というのがありまして、そこで図書館の評価表を作成して図書館の評価をしているんですね。ただあれが駄目、これが駄目というのではなく、ちゃんと項目を分けてABCDできちんと評価して、運営協議会も評価するし、図書館の職員も評価して、より良いものにして行こうという前向きの評価です。そういうものを運営協議会でやっていて、とても素晴らしいと思ったものですから、そういうことができるような協議会になったらいいんじゃないかなと思っています。なんだか取りとめのない話になってしまいましたが、二年間お世話になりました。ありがとうございました。
＜委員G＞
私は文化協会のほうから派遣されて来ているんですが、いままで知らなかったようなことをだいぶ知りました。私たちが育ったのは終戦直後ですから、本は兄

や姉のものを使ったりして、大事に大事に二代も三代も使ったもんですが、今は新しいものばっかり買って与えられている。その中にあって、図書館の本を破いて持ってっちゃうっていう不届き者も多くいるっていうことが、私は不思議でなりません。万引きなんかも非常にはびこっていて、嘘だろうと思っていたんですけれども、子どもだから万引きなんてできないだろうと思っていたんですよ。ところが、話を聞いてみたらだいぶあるということでね、本当にそれは残念だと思っています。

うちの孫も高松町の児童館で遊んだり図書館へ行ったりするのをすごく楽しみにしていて、そういう仲間づくりは大切だと思いますので、図書館は大事なところだと思います。本を大切にして、破れていたら「やぶれてるよ」って言って直してもらう、孫にはそういう心の持ち主に育って欲しいと思っています。

二期つとめたわけなんですけれども、本当に私も勉強になりました。ありがとうございました。

＜副会長＞

ありがとうございました。今のようなお話は貴重だと思います。子どもたちとどう接して行くのかっていうのは大変重要だし、その思いを一番持っているんだということを言っていただくのはいいかも知れません。こういうような話も、協議会の中でやって行けるといいですよね。

＜委員H＞

仕事の関係でお休みすることが多々あって、ご迷惑をおかけいたしました。

私も『図書館』というと、自分が来たり、子どもたちを連れてきたり、そういうことの参加でしかなかったんですけれども、時代とともに本のあり方というものが変わっていく中で、それを維持していく方たちと利用する側の変化っていうものがいろいろ出てきていて、難しい文章ではなく具体的な方法論をいろいろ考えていかなければいけない、多くの場面で必要になってきているというのが良く分かり、とても勉強させていただきました。

具体的にはこういうことで、というような意見を私も勉強不足で申し上げられませんでしたけれども、図書館の大切さ、本の大切さのようなものを、私も教育の中で伝えていけたらと思います。ありがとうございました。

＜副会長＞

ありがとうございました。あとは会長と私だけになります。

ひとつは指定管理者の問題なんですが、私はやはり行政が責任を放棄しているときっぱり言いたいと思いますね。先ほど委員さんがおっしゃったこと私は大賛成ですけれども、それは公務員がきちんと自助努力をすべきです。公務員が駄目だから民間に任せるというのはおかしくて、公務員がきちっと仕事をやって、その中で責任を果たしていくのは基本だと思いますので、その基本を放棄している

のが指定管理者制度だと思いますし、市民にとってはいい方向には行かないと思っています。

二点目ですが、これも委員さんがおっしゃったことで、いま第三者評価というのがいろんなところでおこなわれています。協議会が評価をするようなところも多くなっていまして、私が属している千葉市の図書館協議会でも協議会が第三者評価を全部やっております。すごく大変なんですよ、評価するのは。ただ、評価のための評価という事態はぜひ避けなければならないと思います。評価がひとり歩きしてしまうと実態が見えなくなる、というのが現状私の思っているところです。評価は大変重要ですけれども、『評価の評価』になってしまったらおしまいだと思います。いい評価しか出ない、悪い評価はつぶされる、というようにならないように、きちんと腰を据えて評価に取り組んだほうがいいだろうというふうに思っています。

あともう一点、立川市の図書館はやはりですね、いいサービスをしていると思います。特に、今回の震災の関係などでは、どこでも「本を送ろう」ということで動きますけれども、立川はそうしなかった。きちんと被災地のニーズを把握した上で、市民を巻き込んで、その上で震災支援をやっていく。これって基本だというふうに思います。うちに余ってる本があるから送っちゃえ、ということだと、向こうは本当に困るだけです。処理もできないという状況で、ゴミがたまるだけ。そういうのではなくて、向こうにとって一番いいスタイルの支援をしていく、それに取り組んだ立川のやり方というのは、これは評価されるべきだろうというふうに思います。その精神を持っている立川市の図書館に、私は期待をしたいと思います。以上です。

では、会長お願いします。

＜会長＞

私はある市の自治体職員を長年やっておりまして、地方自治の実務をやっておりました。退職後ほぼ十年間、大学で非常勤講師をやっておりまして、地方自治制度を教えて、それなりに研究調査をしておりまして、指定管理者制度ができる経過もかなり知っておるつもりなんですね。そういう中で、私は指定管理者制度、市民サービスを向上させるという検討、もうひとつは財源がこれだけ厳しくなっているなかでコストをいかに削減していくかという、こういう両面を狙っているのでこれをうまく活用していくべきと、私はそういう立場です。これ以上は言いませんけれど、また機会があったらどこかで議論していくと思います。

あと、せっかく児童の図書館計画を作っていて、肝心の校長先生が公務多忙でこの運営協議会に出席できないという、これはちょっと残念だというふうに思いますね。

それから、メンバーの構成につきましてどなたか意見ありましたけれど、ひと

つは副会長のような図書館の専門的な方が入って、地方自治全般や財政問題の専門知識を持っている方も加わって、もうひとつ大事なのは一般市民の視点ということで一般市民に入っていただく。それから、いろいろなボランティア活動をされている方にも入ってもらうと。だいたい、そんなような構成になっているのかなと思っております。ただ、なかなか発言の機会がないというお話がありましたが、次にもしやっていただけることであれば、それぞれの所属している団体からの意見を毎回何らかの形で発言してもらうという、こういう機会も必要なのかなと思います。

それで、この二年間通しても副会長と私、指定管理者制度について基本的な考え方が違う中で議論してきて、皆さんからも賛成反対いろいろな意見が出て、そういう意味では非常に民主的な運営ができたのかなと思います。また、両論併記でなく一定の方向性で協議会としての一定の結論を出せたというのは、副会長もだいぶ司会で苦労されておりましたけれども、大変素晴らしいことじゃないのかなというふうに思っています。

それから館長にお願いしたいのは、館長の諮問機関ですから、できたら管理係長とサービス係長にも館長の横に座ってもらって、図書館行政の専門的な立場から適宜発言をしてもらう、そういうことも考えていいのかなと思っております。立川の図書館をいい方向に持っていこうということですから。今日も冒頭お話ししましたけれど、2016年から次の新しい立川の将来像を決める長期計画が決まる、その中に図書館の位置づけを組み込んでいくということで、そういうことも必要なのかなと思っております。

それと最後お願いがありますが、協議会の選出区分というのが従来は図書館法にあったのを、分権改革ということで国の法律での義務付け・枠付けを外して自治体の自由な判断に任せようということで、条例改正になったんですね。立川市の条例を作ってこういう基準で委員を選任するんだということで、公募は引き続きあるようですから、現在一期の方はぜひまた次に応募していただきたいですし、二期の方も積極的に応募していただけたらと思います。そんなところです。

＜副会長＞

会長おっしゃるように、毎回校長先生にご出席いただけないという、それだけ学校現場が大変なんだろうと思いますけれども。

皆さんのご協力で17期は意見具申等を含めて館長のほうにお出しできた、かついろんな議論ができた協議会だと思っております。次期また18期がありますので協議会にご協力いただきたいですし、協議会を離れるということでも図書館に対しての応援団となっていただければいいな、と思います。

次回、今度はもう18期になりますので、日程に関しましては人選等を含めまして事務局のほうから改めてご連絡をさせていただきます。

あと何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議会につきましてはこれで終了となります。本当に二年間、みなさんありがとうございました。